

衆議院議員選舉法改正法律案

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レシコトヲ請フ

明治三十二年十二月九日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋



衆議院議員選挙法

第一章 選挙ニ関スル区域

第一条 衆議院議員ハ各選挙区ニ於テ之ヲ選挙ス

選挙区及各選挙区ニ於テ選挙スヘキ議員ノ数ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 投票区ハ市町村ノ区域ニ依ル特別ノ事情アル市町村ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ二箇以上ノ投票区ヲ設ケ又ハ数

町村ノ區域ニ依リ一投票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ投票ニ関シ本法ノ規定ヲ適用シ難キトキハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

第四條 市町村長ハ投票管理者トナリ投票ニ関スル事務ヲ擔任ス

第五條 開票區ハ郡市ノ區域ニ依ル

郡市長ハ開票管理者トナリ開票ニ関スル事務ヲ擔任ス

第六條 地方長官ハ選挙長トナリ選挙ニ関スル事務ヲ統轄ス

第七條 行政區畫ノ変更ニ因リ選挙區ニ異動ヲ生スルモ現任議員ハ其ノ職ヲ失フコトナシ

第二章 選舉權及被選舉權

第八條 左ノ要件ヲ具備スル者ハ選舉權ヲ有ス

一 帝國臣民タル男子ニシテ成年ニ達シタル者

二 選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上其ノ選舉區内ニ住所ヲ有シ仍引續キ有スル者

三 選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上地租五圓以上又ハ滿二年以上地租以

外ノ直接國稅三圓以上若ハ地租ト其ノ
他ノ直接國稅トヲ通シテ五圓以上ヲ納
メ仍引續キ納ムル者

家督相續ニ依リ財産ヲ取得シタル者ハ其ノ
財産ニ付被相續人ノ為シタル納稅ヲ以テ其
ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス

第九條 前條ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノ
ハ行政區畫變更ノ為中断セラレルコトナシ
第十條 帝國臣民タル男子ニシテ年齡滿三十
年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス

第十一條 左ニ掲クル者ハ選舉權及被選舉
權ヲ有セス

一 禁治產及準禁治產者

二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘ
サル者及家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受
ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定
確定スルニ至ル迄ノ者

三 剝奪公權者及停止公權者

四 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨ
リ其ノ裁判確定スルニ至ル迄ノ者

第十二條 華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者及戰時若ハ事変ニ際シ召集中ノ者又ハ官立公立私立學校ノ學生生徒亦前項ニ同シ

第十三條 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師小學校教員ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷ムタル後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ
政府ノ為請員ヲ為ス者又ハ政府ノ為請員ヲ為ス法人ノ役員ハ被選舉權ヲ有セス

第十四條 選舉事務ニ關係アル官吏吏員ハ其ノ選舉區内ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷ムタル後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ

第十五條 官内官司法官行政裁判所長官行政裁判所評定官會計検査官收税官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十六條 前條ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ナキ限ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得

第十七條 府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼ヌ

ルコトヲ得ス

第三章 選挙人名簿

第十八條 町村長ハ毎年十月一日ノ現在ニ依リ其ノ
町村内ニ住所ヲ有スル者ノ選挙資格ヲ調査シ選
挙人名簿正副二本ヲ調製シ十月十五日迄ニ郡長
ニ送付スヘシ

郡長ハ町村長ヨリ送付シタル名簿ヲ調査シ其ノ修正
スヘキモノハ修正ヲ加ヘ副本ハ十月卅日迄ニ之ヲ町村長
ニ送付スヘシ

市長ハ毎年十月一日ノ現在ニ依リ其ノ市内ニ住所
ヲ有スル者ノ選挙資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ

選舉人名簿ヲ調製スヘシ

選舉人名簿ニ選舉人ノ氏名、官位、職業、身
分、住所、生年月、納税額及納税地等ヲ記載
スヘシ

第十九條 選舉人其ノ住所ヲ有スル市町村外
ニ於テ直接國税ヲ納ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ
依リ其ノ證明ヲ得テ十月一日迄、其ノ住所地
ノ市町村長ニ届出ツヘシ其ノ期日迄ニ届出
ヲ為ササルトキハ其ノ納税ハ選舉人名簿
ニ記載セラルヘキ要件ニ算入セス

町

W

第二十條 郡長、市町村長ハ十一月五日ヨ
リ十五日間其ノ廳又ハ地方長官ノ許可
ヲ得タル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ綴
覧ニ供スヘシ

第二十一條 選舉人選舉人名簿ニ脱漏
又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキハ其
ノ理由書及證據ヲ具ヘテ之ヲ郡市長ニ
申立ツルコトヲ得

第二十二條 選舉人正當ノ事故ニ因リ第
十九條ノ手續ヲ為スコト能ハスレテ選

舉人名簿ニ登録セラレサルトキ亦前
條ノ例ニ依ル

第二十三條 縦覧期限ヲ経過シタルト
キハ前二條ノ申立ヲ為スコトヲ得ス

第二十四條 郡市長ニ於テ第二十一條オ
二十二條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理
由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日
ヨリ二十日以内ニ之ヲ決定スヘシ其ノ
申立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直
ニ選舉人名簿ヲ修正シ其ノ由ヲ申立

人及關係人ニ通知シ併セテ其ノ要領ヲ
告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナラスト決
定シタルトキハ之ヲ申立人ニ通知スヘシ
前項ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ郡
長ハ其ノ由ヲ本人住所地ノ町村長ニ通
知スヘシ

第二十五條 前條郡市長ノ決定ニ不服ア
ル申立人及關係人ハ郡市長ヲ被告ト
シ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以内
ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項地方裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴
スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スル
コトヲ得

第二十六條 町村長ハ十一月二十日ヨリ十二
月十日迄ノ間ニ其ノ管理ニ属スル選挙
人名簿ヲ郡長ニ送付スヘシ
前項名簿ノ送付ヲ受ケタル郡長ハ之ヲ
調査シ其ノ修正スヘキモノハ修正ヲ加ヘ
十二月二十日迄ニ之ヲ町村長ニ返付ス
ヘシ

第二十七條 選挙人名簿ハ十二月二十日
ヲ以テ確定ス

選挙人名簿ハ次年ノ選挙人名簿確
定ノ日迄之ヲ据置クヘシ但シ確定判
決ニ依リ修正スヘキモノハ郡市長ニ於テ
直ニ之ヲ修正シ其ノ要領ヲ告示スヘシ
前項ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ郡
長ハ其ノ由ヲ本人住所地ノ町村長ニ通
知シ副本ヲ修正セシムヘシ
天災事変其ノ他ノ事故ニ因リ必要アル

トキハ更ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ
前項選舉人名簿ノ調製及其ノ期日、
縦覧確定ニ関スル期日、期間等ハ命
令ノ定ムル所ニ依ル

第四章 選舉、投票及投票所

第二十八條 總選舉ノ期日ハ勅命ヲ以テ之ヲ
定メ少クトモ三十日前ニ之ヲ公布ス

第二十九條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ
投票ハ一人一票ニ限ル

第三十條 投票所ハ市役所、町村役場又ハ地
方長官ノ許可ヲ得テ投票管理者ノ指定シ
タル場所ニ之ヲ設ク

第三十一條 投票管理者ハ選舉ノ期日より少ク
モ五日前ニ投票所ヲ其投票区内ニ告示スヘ

こ

第三十二條 郡市長ハ各投票区内ニ於ケル選舉
人中ヨリ三名以上五名以下ノ投票立會人ヲ選任シ
選舉ノ期日ヨリ少クモ三日前ニ之ヲ本人ニ通
知シ選舉ノ當日投票所ニ參會セシムヘシ
投票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭
スルコトヲ得ス

第三十三條 投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時
ニ閉ツ

第三十四條 選舉人ハ選舉ノ當日自ラ投票所

ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票簿ニ
捺印シ投票スヘシ

投票管理者ハ投票ヲ為サントスル選舉人ノ本人
ナルヤ否ヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人
ナル旨ヲ宣言セシムヘシ

第三十五條 投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於
テ之ヲ選舉人ニ交付スヘシ

第三十六條 選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙
ニ自ラ被選舉人一名ノ氏名ヲ記載シテ投
函スヘシ

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

第三十七條 選舉人名簿ニ登録セラレサル者ハ投票スルコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ登録セラルヘキ確定判決書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票セシムヘシ

第三十八條 選舉人名簿ニ登録セラレタル者選舉權ヲ有セサルトキハ投票ヲ為スコトヲ得ス自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者亦

前項ニ同シ

第三十九條 投票ノ拒否ハ投票立會人ノ意見ヲ聽キ投票管理者之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ヲ受ケタル町村ノ選舉人不服アルトキハ投票管理者ハ假ニ投票ヲ為サシムヘシ

前項ノ投票ハ選舉人ヲシテ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其ノ氏名ヲ記載シ投函セシムヘシ

第一項ニ掲クル者ニ於テ異議アル町村ノ選舉人

ニ對シテモ亦前二項ニ同シ

第四十條 投票所ヲ閉ツヘキ時刻ニ至リタルトキハ
投票管理者ハ其ノ由ヲ告ケテ投票所ノ入口ヲ
鎖シ投票所ニ在ル選舉人ノ投票結了スルヲ待
テ投票函ヲ閉鎖スシ

投票函閉鎖後ハ投票スルコトヲ得ス

第四十一條 投票管理者ハ投票録ヲ作り投票ニ
關スル顛末ヲ記載シ投票立會人ト共ニ之ニ署
名スヘシ

第四十二條 町村ニ於テハ投票管理者ハ一名又ハ

数名ノ立會人ト共ニ投票ノ翌日迄ニ投票函、投
票録及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致ス
ヘシ

第四十三條 島嶼其ノ他交通不便ノ地ニシテ前
條ノ期日ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情況ア
ルトキハ地方長官ハ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定
メ開票ノ期日迄ニ其ノ投票函、投票録及選
舉人名簿ヲ送致セシムルコトヲ得

第四十四條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因
リ投票ヲ行フコトヲ得サルトキ又ハ更ニ投票ヲ

行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選舉長ニ
其ノ由ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ選舉長ハ
更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムヘシ但シ其ノ期日
ハサクトモ五日前に投票区内ニ告示セシムヘシ

第四十五條 同一選舉區ニ於テ同時ニ二人以上ノ議員
ヲ選舉スルトキハ選舉ノ種類如何ニ拘ラス第二
十九條及第三十六條ノ例ニ依ル

第四十六條 何人ト雖選舉人ノ投票シタル被選
舉人ノ氏名ヲ陳述スルノ義務ナシ

第五章 投票所取締

第四十七條 投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ
保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏
ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

第四十八條 選舉人投票所ノ事務ニ従事ス
ル者投票所ヲ監視スル職權ヲ有スル者及
警察官吏ノ外投票所ニ入ルコトヲ得ス

第四十九條 投票所ニ於テ演説討論ヲ為
シ若ハ喧騒ニ涉リ又ハ投票ニ関シ協議
若ハ勸誘ヲ為シ其ノ他投票所ノ秩序ヲ

条ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲ制止
シ命ニ従ハサルトキハ之ヲ投票所外ニ退出
セシムヘシ

第五十條 前條ニ依リ投票所外ニ退出セ
シメラル者ハ最後ニ至リ投票ヲ為スコ
トヲ得但シ投票所閉鎖後ハ此ノ限ニ在
ラス

第六章 開票及開票所

第五十一條 開票所ハ郡市役所又ハ地方長
官ノ許可ヲ得テ開票管理者ノ指定シタ
ル場所ニ之ヲ設ク

第五十二條 開票管理者ハ豫メ開票所ヲ
告示スヘシ

第五十三條 地方長官ハ各開票區内ニ於ケ
ル選舉人中ヨリニ名以上七名以下ノ開票立
會人ヲ選任シ開票立會ハシムヘシ但シ市
ニ於テハ投票立會人ヲ以テ開票立會人ト

ス

開票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭
スルコトヲ得ス

第廿四條 開票管理者ハ郡ニ於テハ投票
函ノ總テ到達シタル翌日市ニ於テハ投票ノ
翌日開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投
票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘ
シ

第廿五條 前條ノ計算終リタルトキハ開票
管理者ハ先ツ第廿九條第二項及第四項

ノ投票ヲ調査シ開票立會人ノ意見ヲ聴キ
其ノ受理如何ヲ決定スヘシ

開票管理者各投票所投票函同開票立會人共投票點檢スヘシ

第廿六條 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票
ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第廿七條 投票ノ效力ハ開票立會人ノ意
見ヲ聴キ開票管理者之ヲ決定スヘシ

第廿八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用カサルモノ

二 投票中二人以上ノ被選舉人ヲ記載シタ

ルモノ

三 被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

四 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタル

モノ

五 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位職業身分住所又ハ教

稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六十條 投票ハ有効無効ヲ區別シ議負ノ任期間開票管理者ニ於テ之ヲ保存スヘシ

第六十條 開票管理者ハ開票録ヲ作り開

票ニ關スル顛キヲ記載シ開票立會人ト共

ニ署名シ投票録ト併セテ議負ノ任期間

之ヲ保存スヘシ

第六十一條 投票ノ點檢終リタルトキハ開票

管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告

スヘシ

第六十二條 第四十四條ノ規定ハ但書ヲ除キ

開票ニ之ヲ準用ス

第六十三條 開票所ノ取締ニ付テハ第五章

ノ規定ヲ準用ス

第七章 選挙會

第六十四條 選挙會ハ選挙長ノ指定シタル
場所及日時ニ於テ之ヲ開キ第六十一條ノ報
告書ヲ調査ス

選挙ノ一部無効トナリ更ニ選挙ヲ行ヒタ
ル場合ニ於テ第六十一條ノ報告ヲ受ケタルト
キハ選挙長ハ選挙會ヲ開キ他ノ開票管
理者ノ報告書ト共ニ更ニ之ヲ調査スヘシ

第六十五條 選挙長ハ豫メ選挙會ノ場所
及日時ヲ告示スヘシ

第六十六條 選舉長ハ右選舉區内ノ選舉人
中ヨリ三名以上七名以下ノ選舉立會人ヲ選任
シ選舉會開會ノ期日ヨリサクトモ三日前
ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉會ノ當日選舉會
ニ登會セシムヘシ

選舉立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其職ヲ
辞スルコトヲ得ス

第六十七條 選舉長ハ選舉録ヲ作り選
舉會ニ送スル顛末ヲ記載シ選舉立會人ト
共ニ署名シ第六十一條ノ報告書ト併セテ議

決ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第六十八條 選舉人ハ其ノ選舉會ニ参觀
シ求ムルコトヲ得

第六十九條 選舉會場ノ取締ニ付テハ第
五章ノ規定ヲ準用ス

第八章 當選人

第七十條 有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區内ノ議員定數ヲ以テ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ當選人ニシテ當選證書付與前ニ於テ其ノ當選ヲ辭シ若ハ死亡シタルトキ又ハ當選證書付與ノ前後ヲ問ハス選舉ニ関スル罰則ニ依リ處罰

セラレタル結果當選無効トナリタル
トキ又ハ被選舉權ヲ有セサル為當選
無効トナリタルトキハ前項ノ得票者ニシ
テ當選人ト為ラザリシ者ノ中ニ就キ得
票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス
前項ノ場合ヲ除クノ外選舉訴訟若ハ
當選訴訟ノ結果ニ依リ必要ナルトキハ
本條ノ例ニ依リ更ニ當選人ヲ定ム
第七章ノ規定ハ前二項ノ場合ニ於テモ
亦之ヲ適用ス

本條ニ依リ當選人ヲ定ムルニ當リ得票
ノ數相同キトキハ年長者ヲ取り同年月ナ
ルトキハ抽籤シテ其ノ順位ヲ定ム

第七十一條 當選人定マリタルトキハ選舉
長ハ直ニ之ヲ當選人ニ告知スヘシ

第七十二條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタ
ルトキハ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヲ選
舉長ニ届出ツヘシ

一人ニシテ數選舉區ノ當選ヲ承諾ス
ルコトヲ得ス

第七十三條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ為ササルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第七十四條 當選人ナキトキハ地方長官ハ選舉ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ更ニ選舉ヲ行ハシムヘシ
當選人議員ノ定數ニ達セサルトキハ地方長官ハ前項ノ例ニ依リ其ノ不足ノ員數ニ對シ選舉ヲ行ハシムヘシ

第七十條第二項及第三項ノ場合ニ於テ當選人ナキトキ亦前二項ニ同シ

第八十條及第八十二條ノ出訴期間ハ本條ノ選舉ヲ行フコトヲ得ス其ノ出訴アリタルトキ裁判確定スルニ至ル迄ノ間亦同シ

第七十五條 當選人當選ヲ承諾シタルトキハ地方長官ハ直ニ當選證書ヲ付與シ其ノ氏名ヲ管内ニ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

第七十六條 選舉訴訟若ハ當選訴訟ノ判
決ニ依リ選舉若ハ當選無効トナリタルト
キ又ハ當選證書ヲ付與シタル後選舉ニ
関スル罰則ニ依リ處罰セラレタル結果當選
無効トナリタルトキハ地方長官ハ其ノ
當選證書ヲ取消シ之ヲ管内ニ告示ス
ヘシ

第九章 議員ノ任期及補欠選舉

第七十七條 議員ノ任期ハ總選舉ノ期日
ヨリ四箇年トス但シ議會開會中ニ任期
終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス

第七十八條 選舉ノ日ヨリ一箇年以内ニ議員
ノ缺員ヲ生シタルトキハ第七十條ノ例ニ
依ル

前項ノ場合ニ於テ當選人ナキトキ又ハ選
舉ノ日ヨリ一箇年以後ニ議員ノ缺員ヲ
生シタルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ命ニ

依り其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ
補闕選舉ヲ行フヘシ

前項ノ補闕選舉ノ期日ハ地方長官豫
ノ之ヲ告示スヘシ

第七十九條 補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘
任期間在任ス

第十章 選舉訴訟及當選訴訟

第八十條 選舉ノ効力ニ関シ異議アル選
舉人ハ選舉長ヲ被告トシ選舉ノ日ヨ
リ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得
前項控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審
院ニ上告スルコトヲ得

第八十一條 選舉ノ規定ニ違背スルコト
アルトキハ當選ノ結果ニ異動ヲ及ホス
ノ虞アル場合ニ限リ裁判所ハ其ノ選舉ノ全部
若ハ一部ノ無効ヲ判決スヘシ

當選訴訟ニ於テモ其ノ選舉前項ノ
場合ニ該當スルトキハ裁判所ハ其ノ全部
若ハ一部ノ無効ヲ判決スヘシ

第八十二條 當選ヲ失ヒタル者當選ノ効
力ニ關シ異議アルトキハ當選人ヲ被告
トシ第七十五條ノ氏名告示ノ日ヨリ三十
日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得但シ
第七十條第一項但書ニ定メタル得票ニ
達シタリトノ理由ニ由リ出訴スル場合ニ
於テハ選舉長ヲ被告トシ第七十四條ノ

告示ノ日ヨリ三十日以内ニ出訴スヘシ

前項控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審
院ニ上告スルコトヲ得

第八十三條 裁判所ハ選舉訴訟若ハ當選訴
訟ヲ裁判スルニ當リ檢事ヲシテ口頭辯論
ニ立會ハシムヘシ

第八十四條 裁判所ニ於テ選舉訴訟若ハ
當選訴訟ヲ判決シタルトキハ其ノ判決書
ノ謄本ヲ内務大臣ニ送付スヘシ若帝國
議會開會中ナルトキハ併セテ之ヲ衆議

院議長ニ送付スヘシ

第八十五條 原告人ハ訴狀ヲ提出スルト
同時ニ保證金トシテ三百圓又ハ之ニ相
當スル額面ノ公債證書ヲ供託スヘシ
原告人敗訴ノ場合ニ於テ裁判確定ノ日
ヨリ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セサルトキ
ハ保證金ヲ以テ之ニ充當シ仍足ラサルト
キハ之ヲ追徴ス

第十一章 罰則

第八十六條 詐偽ノ方法ヲ以テ選舉人名簿ニ
登録セラレタル者又ハ第三十四條第二項ノ
場合ニ於テ虚偽ノ宣言ヲ為シタル者ハ十圓
以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七條 選舉ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ニ
該當スル所為アル者ハ一月以上一年以下ノ
輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金
ニ處ス

一 選舉ニ関シ直接又ハ間接ニ金錢物品手

形具ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ選舉
人又ハ選舉運動者ニ供與シ又ハ供與セ
ムコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申
込シ承諾セムコトヲ周旋勧誘シタル者
並供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者
二 選舉ニ関シ酒食遊覽等具ノ方法及名義
ノ何タルヲ問ハス人ヲ響應接待シ又ハ
響應接待ヲ受ケタル者又ハ選舉會場開
票所若ハ投票所ニ往復スル為船車馬ノ
類ヲ供給シ及具ノ供給ヲ受ケタル者又

ハ旅費若ハ休泊料ノ類ヲ代辦シ及具ノ
代辦ヲ受ケタル者並此等ノ約束ヲ為シ
又ハ約束ヲ受ケタル者

三 選舉ニ関シ選舉人又ハ具ノ關係アル社
寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、
小作、債權、寄附具ノ他利害ノ關係ヲ利用
シ選舉人ヲ誘導シタル者及具ノ誘導ニ
應シタル者

前項ノ場合ニ於テ具ノ收受シタル物件ハ之
ヲ沒收シ既ニ費用シタルモノハ具ノ價ヲ追

徴ス

第八十八條 左ノ各號ニ該當スル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

一 選舉ニ関シ選舉人ニ暴行脅迫シ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者

二 選舉人ニ對シ往來ノ便ヲ妨ケ又ハ詐偽ノ手段ヲ以テ選舉權ノ行使シ妨害シ若ハ投票ヲ為サシメタル者
三 選舉ニ関シ選舉人又ハ其ノ關係ヲ

ル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權具、他利害ノ關係ヲ利用シ選舉人ヲ威逼シタル者

第八十九條 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人及監視者選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其ノ表示シタル事實虛偽ナルトキ亦同シ

第九十條 投票所又ハ開票所ニ於テ正當

ノ事由ナクシテ選舉人ノ投票ニ関涉シ
又ハ被選舉人ノ氏名ヲ認知スルノ方法
ヲ行ヒタル者ハ一月以上一年以下ノ輕
禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰
金ニ處ス

法令ノ規定ニ依ラヌシテ投票函ヲ開キ
又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ノ
罰亦前項ニ同シ

第九十一條 投票管理者、開票管理者、選舉
長、立會人若ハ選舉監視者ニ暴行ヲ加ヘ

又ハ選舉會場、開票所若ハ投票所ヲ騷擾
シ又ハ投票、投票函具ノ他關係書類ヲ抑
留、毀壞、奪取シタル者ハ四月以上四年以
下ノ輕禁錮ニ處ス

多衆ヲ嘯聚シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者
ハ輕禁獄ニ處ス其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應
ジ勢ヲ助ケタル者ハ一月以上五年以下
ノ輕禁錮ニ處ス

第九十二條 選舉人、議員候補者若ハ選舉
運動者ヲ脅迫シ又ハ選舉會場、開票所、投

票所ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函具ノ他関係書類ヲ抑留毀壞奪取スルノ目的ヲ以テ多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處ス其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處ス

犯罪者第九十三條ノ物件ヲ携帯シタルトキハ各本刑ニ一等ヲ加フ

第九十三條 選舉人、議員候補者及選舉運動者ニシテ選舉ニ関シ銃砲、槍戟、刀劍、竹

槍根棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帯シタル者ハ二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコトヲ得

第九十四條 前條記載ノ物件ヲ携帯シテ選舉會場、開票所若ハ投票所ニ入りタル者ハ前條ノ例ニ依リ一等ヲ加フ

第九十五條 選舉ニ関シ氣勢ヲ張ルノ目的ヲ以テ多衆集合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來

シ又ハ煙火、篝火、松明ノ類ヲ用平若ハ鐘鼓、
法螺、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他ノ標章
ヲ用ウル等ノ所為ヲ為シ警察官吏ノ制止
ヲ受クルモ仍其ノ命ニ従ハサル者ハ十五
日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓
以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十六條 第八十九條乃至第九十五條ノ
所為ヲ為サシムルノ目的ヲ以テ演説又ハ
新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ
以テスルニ拘ラス人ヲ教唆シタル者ハ其

ノ各條ニ依リ處断ス但シ新聞紙、雜誌ニ在
リテハ仍其ノ署名シタル編輯人ヲ處断ス
第九十七條 當選ヲ妨クルノ目的ヲ以テ演

説又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ
方法ヲ以テスルニ拘ラス議員候補者ニ関
シ虚偽ノ事項ヲ公ニシタル者ハ六月以下
ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加
ス新聞紙、雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依
ル

第九十八條 選舉人タルコトヲ得サル者ニ

シテ投票ヲ為シタル者及氏名ヲ詐稱シテ
投票ヲ為シタル者ハ一月以上二年以下ノ
輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ
附加ス

第九十九條 立會人正當ノ事故ナクシテ本
法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ五圓以上
五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百條 第九十二條第二項第九十三條及第
九十四條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ其
ノ携帶シタル物件ヲ沒收ス

第一百一條 當選人其ノ選挙ニ関シ選挙ニ関
スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタルトキハ
其ノ當選ヲ無効トス

第一百二條 選挙ニ関スル犯罪ニ依リ刑ニ處
セラレタル者ハ裁判所ノ宣告ヲ以テ刑期
後仍二年以上八年以下選挙人及被選挙人
タルコトヲ禁ス

第一百三條 本法ニ依リ處罰スヘキ犯罪ハ六
箇月ヲ以テ時効ニ罹ル

第十三章 補則

第四百四條 選挙ニ関スル費用ニ付テハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四百五條 選挙ニ関スル訴訟ニ付テハ
裁判所ハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラズ速
ニ其ノ裁判ヲ為スヘシ

第四百六條 町村ヲ市ト為シタル場合ニ
於テハ別表ヲ改正スル迄ノ間其ノ市
ハ従前属シタル郡ノ区域ニ包含スル
モノト看做シ本法中町村及町村長ニ

関スル規定ハ之ヲ市及市長ニ準用ス
第百七條 町村制ヲ施行セサル地ニ於
テハ本法ニ規定シタル町村長ノ職務
ハ戸長又ハ之ニ準スヘキ者之ヲ掌ル
島司ヲ置ケル島嶼ニ於テハ本法ニ規
定シタル郡長ノ職務ハ島司之ヲ掌リ
其ノ島司ナキモノニ於テハ郡長ニ準
スヘキ者之ヲ掌ル

東京市、京都市、大阪市ニ於テハ本法中
市トアルハ區、市長トアルハ區長、市役

缺
✓

所トアルハ區役所ニ該當ス

第百八條 立會人指定ノ時刻ニ至リ参
會セサルトキ又ハ参會シタルモ中途
ヨリ定數ヲ缺キタルトキハ投票管理
者、開票管理者、選舉長ハ臨時ニ選舉人
ノ中ヨリ立會人ヲ選任スヘシ
第百九條 選舉人名簿ニ関スル訴訟、選
舉訴訟及當選訴訟ニ付テハ本法ニ規
定シタルモノヲ除クノ外總テ民事訴
訟ノ例ニ依ル

第百十條 本法ニ於ケル直接國稅ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百十一條 北海道及沖繩縣ニ於テ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三章 附則

第百十二條 現任議員ハ本法ニ規定スル被選舉權ヲ失ハサル限ハ本法施行ノ爲異動ヲ及ホスコトナシ

從來市區又ハ郡ヲ以テ構成シタル選舉區ヨリ選舉セラレタル現任議員ハ本法ニ於テ市又ハ郡部名ハ島嶼ヨリ選舉セラレタル者ト看做シ市郡ヲ合セテ構成シタル選舉區ヨリ選舉セラレタル現任議員ハ選舉當時ニ於ケル

選挙人名簿ニ記載スル市郡選挙人ノ
数ヲ比較シ其ノ多キ方ヨリ選挙セラ
レタル者ト看做ス

前項ノ例ニ依リ難キ場合ニ於テハ制
令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ
得

本法ニ於テ市ト郡部トヲ分クサル縣
ニ在リテハ從來其ノ縣ノ選挙區ヨリ
選挙セラレタル現任議員ヲ以テ其ノ
縣ヨリ選挙セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際各選挙區ニ於テハ不足
ノ員數ヲ補充スル爲選挙ヲ行フヘシ
其ノ選挙ノ期日ハ勅命ヲ以テ之ヲ定
メ少クトモ三十日前ニ之ヲ公布ス
前項ノ勅命公布迄ノ間ニ於テ現任議
員ニ關員ヲ生シタルトキハ内務大臣
ノ命ニ依リ前項ノ選挙ト共ニ其ノ補
闕選挙ヲ行フ

現任議員及本條ニ依リ選挙セラレタ
ル議員ノ任期ハ前ノ總選挙ノ期日ヨ

り四箇年トス但し議會開會中ニ任期
終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス

第百十三條 本法ニ依り初テ議員ヲ選
舉スルニ付必要ナル選舉人名簿ノ調
製ニ限リ第十八條乃至第二十條第二
十四條第二十六條第二十七條ノ期日
及期間ハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ムル
コトヲ得但し其ノ選舉人名簿ハ次年
ノ選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ
有ス

第百十四條 本法ハ明治三十三年七月

一日ヨリ之ヲ施行ス但し北海道札幌
函館

館
區ヲ除ク沖繩縣ニ付テハ勅令ヲ以テ

別ニ施行ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

別表

東京府

東京市

十九人

郡部

伊豆七島トモ

六人

京都府

京都市

五人

郡部

五人

大坂府

大坂市

十一人

堺市

一人

郡部

六人

神奈川縣

横濱市

三人

郡部

六人

兵庫縣

神戸市

三人

姫路市

一人

郡部

十二人

長崎縣

長崎市

二人

郡部

六人

對馬

一人

新潟縣

新潟市

一人

郡部

十四人

埼玉縣

十人

群馬縣

前橋市

一人

郡部

七人

千葉縣

十一人

茨城縣

水戸市

郡部

一人

九人

栃木縣

宇都宮市

郡部

一人

七人

奈良縣

奈良市

郡部

一人

四人

三重縣

津市

四日市市

郡部

一人

一人

八人

愛知縣

名古屋市

郡部

三人

十二人

靜岡縣

靜岡市

郡部

一人

十人

山梨縣

甲府市

一人

郡部

四人

滋賀縣

大津市

一人

郡部

六人

岐阜縣

岐阜市

一人

郡部

八人

長野縣

長野市

一人

郡部

十人

宮城縣

仙臺市

一人

郡部

六人

福島縣

若松市

一人

郡部

九人

巖手縣

盛岡市

一人

郡部

六人

青森縣

弘前市

青森市

郡部

山形縣

山形市

米澤市

郡部

秋田縣

秋田市

一人

一人

五人

一人

一人

六人

一人

郡部

六人

福井縣

福井市

一人

郡部

五人

石川縣

金澤市

一人

郡部

六人

富山縣

富山市

一人

高岡市

一人

郡部

六人

鳥取縣

鳥取市

一人

郡部

五人

島根縣

松江市

一人

郡部

五人

隠岐

一人

岡山縣

岡山市

一人

郡部

九人

廣島縣

廣島市

二人

尾道市

一人

郡部

十一人

山口縣

赤間關市

一人

郡部

八人

和歌山縣

和歌山市

一人

郡部

五人

徳島縣

徳島市

一人

郡部

五人

香川縣

高松市

一人

丸亀市

一人

郡部

五人

愛媛縣

松山市

一人

郡部

八人

高知縣

高知市

一人

郡部

五人

福岡縣

福岡市

一人

久留米市

一人

門司市

一人

郡部

十一人

大分縣

七人

佐賀縣

佐賀市

郡部

一人
五人

熊本縣

熊本市

郡部

一人
九人

宮崎縣

鹿兒島縣

鹿兒島市

郡部

一人
七人

大島

二人

北海道廳

札幌區

一人

函館區

一人

小樽區

一人

岩内、増毛、宗谷、上川、空知、室蘭、浦河、各支廳管内

一人

亀田、松前、檜山、壽都、各支廳管内

一人

根室、釧路、河西、網走、各支廳管内

一人

(根室支廳管内千島、属スル諸郡ヲ除ク)

沖繩縣

那覇區

首里區

島尻郡

二人

中頭郡

國頭郡

衆議院議員選舉法別表北海道廳ノ部

岩内、増毛、宗谷、
上川、空知、室蘭、
浦河各支廳管内

ハ

札幌、小樽、岩内、増毛、
宗谷、上川、空知、室蘭、
浦河各支廳管内

誤

亀田、松前、檜山、
寿都各支廳管内

ハ

函館、松前、檜山、
寿都各支廳管内

誤

過日主沈、清證詢お

成及衆議院議欠選舉

法改正案中別紙に通

誤謬多し訂正し儀

法改正案中別紙に通

達謬多し訂正し儀

上奏御聞濟、お成り

可然し、計、お成り

此、お成り、御具

十二月廿日

お成り、お成り、お成り

松本院、お成り、お成り

馬ノ假性皮疽豫防ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レシコトヲ請フ

明治三十二年十二月二十日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋